

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針の規定により、
次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	高松市自治基本条例制定委員会 第7回会議
開催日時	平成21年4月28日(火)18時～19時20分
開催場所	高松市役所 11階 114会議室
議 題	(1) 公益通報（修正案） (2) 住民投票（修正案） (3) 条例の位置付け（修正案） (4) 条例の見直し等（修正案） (5) 前文について (6) その他
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	
出席委員	中川委員長，鹿子嶋副委員長，大須賀委員，中條委員，柘植委員，鶴見委員，野田委員，森田委員
傍 聴 者	1人
担当課および 連絡先	企画課 839-2135

審議経過および審議結果

次のとおり会議を開催した。

（委員長）

まず、協議に入る前に報告させていただく。ただいまの出席者は8人で、委員12人のうち半数以上の方が出席していることから、高松市自治基本条例制定委員会設置要綱第5条第2項の規定により、会議が成立していることを報告する。

－以後審議－

（委員長）

前回の会議では、住民投票、条例の位置付け、連携と協力、条例の見直し等について協議いただいた訳だが、本日は前回会議での協議を踏まえての修正案について、またそれが終わってから前文についての協議をお願いしたい。

それでは、協議に入りたい。協議項目の(1)公益通報の修正案について、事務局から説明をお願いしたい。

（事務局）

公益通報について説明する前に、資料の7-1条例の構造の修正案があるので、大きな修正は無いが、説明させていただく。手元の資料7-1だが、今回提案している修正案の関係で第4章の連携と協力、条例の見直し等のところが、3つに分かれている。前回は、2つ目が条例の検証および見直しだったが、今回、条例の検証と条例の見直しという形で分けて修正案として提案している。内容については、修正案のところで説明させていただく。

それでは、公益通報について説明する。

審議経過および審議結果

手元の資料 7-2 をご覧いただきたい。

公益通報については、今回の文言等に変更はない。前回会議において、職員等がどこまでのことを指すかという指摘があった。それについて、前回会議では職員等の等は派遣職員という説明をさせていただいたが、今回、改めて確認をした。職員等について、「職員」は前回も申し上げたが、非常勤嘱託職員とか、臨時職員、アルバイト職員を含んでおり、「等」には市に派遣されてきた職員を含むとすることである。あわせて職員等という形にし、市長の権限において、不利益を受けないような措置を講ずるものとしている。職員は非常勤嘱託職員と臨時アルバイト職員を含み、等は市に派遣されてきた職員、という分類としている。以上である。

(委員長)

只今の説明に関して、意見・質問等はあるか。

これについては、前回の会議で出入り業者をどう扱うのかという意見があったと思う。

(事務局)

前回の会議では、高松市の公益通報処理要綱では「等」には市を取引先とする業者という意味も含まれていると話をしたが、ここで対象となるのは市長が必要な措置を講ずることが出来る者という考えで、今回提案としては「等」は派遣された職員を指すというふうに考え方を整理させていただいた。

(委員長)

出入り業者は入らないということか。

(事務局)

そうである。

出入り業者が不利益を被らないという措置まではできないという考え方に達したため、ここでは含まれないことになる。

(委員長)

出入りの業者について、統制権が及ばないため実際には難しいと思う。

それでは、このようにしてよろしいか。

それでは次に、協議項目(2)住民投票に関する修正案について事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

それでは、住民投票について説明をさせていただく。手元の資料 7-3 をご覧いただきたい。

前回会議では住民投票については、非常設型で盛り込むということになっている。ただ第2項で、前は主語が「前項の条例は」となっていた。第1項は「市長は」となっており、第3項は「市は」となっているということで、こういう言い方をするのかという意見があった。そこで、市の法政事務担当にも確認して、このように修正させていただいている。第1項に「事案ごとに条例で定めるところにより、」という文言があったが、これを第2項に盛り込む形にしている。第1項は「市長は、市政に関し特に重要な事案について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。」ということを決め、第2項で「住民投票に付すべき事項など必要な事項を、事案ごとに条例で定める。」としている。また、第2項の文末だが、住民投票を行う際には、必ず必要な事項を定めた条例を制定しなくてはならないということから、「定めるものとする」ではなく「定める」と修正している。

審議経過および審議結果

住民投票の費用について、前回の会議で調べておいて欲しいということだった。選挙にかかる費用だが、合併前は1回につき6000万円から7000万円、合併後は投票所の箇所数が増加したことなどにより、1億円程度ということになっている。

(委員長)

今の説明どおりに、変えるという事でどうだろうか。何かご意見はあるか。

(委員)

前回欠席していたので聞きたいのだが、住民投票について市民委員会のほうから出た意見として、市長にだけ伝家の宝刀を持たすのか、という議論があったと思う。議会側にも当然、同様にして住民投票を実施するための権限があってもいいのではないかということであり、市民委員会の提言の中では、「議会および市長が」という書き出しになっていた。

これが「市長は」となるのであれば、市長しか住民投票を発議できないということになり、また市民側は地方自治法上、住民投票について50分の1以上の連署があれば請求することが出来るので、議会側にはその権限がなくていいのかという議論はあったのかということをお聞きしたい。

(委員長)

この点については前回の会議で議論された。議会は元々議員定数の12分の1以上の発議で、議会の過半数の議決が得られれば、住民投票の実施を請求できる。また、一般住民は有権者、選挙人名簿搭載者の50分の1以上の署名があれば、条例の制定・改廃請求権を行使できる。どちらも地方自治法上に規定されているので、あえて書かなくても良いということになった。市長ももともとその権利を持っているのだが、ここではあえて住民投票に関する市長の義務ということで、特出ししたということである。

(委員)

もともと住民は直接請求することが出来るし、議会は12分の1以上で提案できるから、それぞれもちろん発議権がある。その点には触れておらず、ここで市長のことを言っているのは、要は市長が住民投票という事務を実施するという意味ということか。

(委員長)

そうであるが、さらに付け加えると、市長に強制的な実施義務を負わせるというところまでいくのか、ということである。例えば、合併に関する住民投票であれば、6分の1以上の住民が発議すれば、絶対に実施しないといけなくなる。そこまで義務付けるのかどうするのかということが、ここでは止めておこうということになった。その背景に前回お話していただいた、住民投票に関するコストについての問題がある。前回は、1回の選挙の費用が高松市では目分量ということで5～6000万円くらいかということだったのだが、1億円程度かかる自治体もある。

(事務局)

前回、6000万円くらいだとお話したが、これは合併前のデータであった。合併した後、投票所が48か所から98か所に増えている。今後、投票所の数は少し減る予定だが、今は98か所設置しているということもあり、費用は1億円程度かかっている。

審議経過および審議結果

(委員長)

論法とすれば、二段構えになっているところである。住民投票の発議権というのは、以前から一般の条例制定請求権で行使できる。そうではなくて、強制的に、住民投票を実施させるところまでいくか、という話だったが、それはコスト面の問題と、事案に応じて議論すべきだということで、止めておこうということになった。1回ごとに行うべきかどうか、議会での議論を踏まえる、そういうふうになった。よって、この住民投票についての条文で言われるのは常設型ではなく、個別設置型である。修正をかけたのは、文法的におかしいという意見があったので、それを変えただけである。

ただ今のこの案でよろしいか。ほかに質問・意見はないか。

それでは次に、協議項目の(3)条例の位置付けの修正案について事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

それでは、条例の位置付けの修正案について説明する。資料7-4をご覧ください。

1条を2項に分けた形にしている。これについては、前回会議において、この条例を尊重するというのと、整合を図らなければならないということだけしか書かれていないので、条例の明確な位置付けが必要ではないかという意見があった。そこで、2項立てとして、第1項で「この条例は、本市の自治の基本的な事項を定めるものであり」と位置付けを明確にして、その後で「市民および市は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなくてはならない。」とし、第2項で条例との整合を図ることとしている。第2項については、前回会議で市のまちづくりに関する計画等の策定変更についても、条例と整合を図ることを盛り込んだほうがいいのではないかという意見があったため、「他の条例、規則等の制定および改廃ならびに解釈および運用または計画等の策定および変更に当たっては」ということで、「計画等の策定、変更に当たってもこの条例との整合を図らなければならない」という事も盛り込んでいる。以上である。

(委員長)

この条文については、最高規範という言葉についての議論があった。

最高規範という言葉は、あまりここには書かなくてもいいと思っている。要するにここで言っていることは、市の根本規範だということなので、基本規範でも構わないと思う。これについて何か意見・質問があればいただきたい。

(委員)

最高規範という言葉でなくても、最高法規と言うのがあると思う。この二つは違うものなのか。

(委員長)

憲法ではないため、最高法規という言葉は使えない。

今日、この条例の中身について事務局と懇談をさせてもらったのだが、その時に上手いことおっしゃっていた。この自治基本条例は、三角形のてっぺんに立っている条例という意味ではなくて、たくさんある条例を下の方からで横につないで、しっかりと支えている、この土台に当たる規範なのである、という説明のほうに分かりやすいのではないかということだった。確かにそうである。そういう意味では根本規範と言っても構わないし、基本規範と言っても良いし、要するに実態さえしっかりしていれば良いと思う。

審議経過および審議結果

それでは、このような形でよいだろうか。

それでは、次に、協議項目の(4) 条例の見直し等（修正案）について事務局から説明をお願いしたい。

（事務局）

それでは、条例の見直し等についての修正案について、説明する。資料の7-5 をご覧いただきたい。

国および他の地方公共団体との連携および協力は、前回議論いただいた。前回の条例の検証および見直しを、条文を2つに分けて、条例の検証と見直しと、それぞれの条を起こして提案させていただいている。

前回会議において、市民委員会の提言に進捗状況のチェックをする委員会の設置があるという話があった。そこで、条例のチェックは4年ごとではなく、毎年行うという主旨があるのではないかということで、条例の進捗状況を把握検証するためには、何らかの組織を置くべきだという意見があった。他市の状況を聞いてみると、推進委員会において、自治基本条例を推進していくための仕組みづくりを協議して、その後で意見書を提出し、その意見書の内容について政策に反映させていくといった方法をとっている市もあったことから、今回市民委員会の提言の中にあつた本条例の進捗管理の項目を、条例の検証という条として、委員会の設置という形で提案させて頂いている。

条例の検証では、「市は、この条例に沿つた自治の進捗状況を把握・検証するため、検討委員会等の附属機関を置く。」とし、次の条では、条例の見直しという事で「4年を超えない期間ごとに、見直し行う等の必要な措置を講ずるものとする。」としている。以上である。

（委員長）

ただ今説明いただいた事について、質問・意見等はあるか。

以前の条文案の中には、効果を検証する検討委員会組織を設けるということは盛り込まれていなかった。しかし今回の案は、かなり踏み込んでチェックをかけるということを実体化する条例になる。これは、前回の委員会の議論の中で、やっぱりそういう検討組織がいるのではないかという意見があつたことを踏まえて、ここに加えてくれたのだと思う。

これでよろしいだろうか。それでは、この通りとさせて頂く。

それでは次に、少し文章が長いですが、協議項目の(5)前文である。前文についての素案、たたき台を事務局から説明をお願いしたい。

（事務局）

それでは、前文について説明する。資料7-6 をご覧頂きたい。

資料7-6の1ページ、2ページに渡るが、前文素案のたたき台である。通常条例に前文を書くことは余りないが、市民委員会の提言で前文を置くとしていること、また、他都市の自治基本条例でも前文がおかれていることなどから、本市の自治基本条例においても前文を置く事としている。

資料3ページに市民委員会の提言を引用している。市民委員会では前文を置くということと、前文に盛り込みたい項目を入れているが、市民委員会では前文を作らなかったのので、この提言の項目等を踏まえて、この制定委員会で議論していただき、前文をつくっていくことになる。

資料の6、7、8、9ページに渡って、A3版の表であるが前文の比較表がある。比較表の項目欄に4項目挙げているが、他都市を見ると多くがこの4項目で構成されている。まず、1項目目がまちの歴史文化環境や自治の取組といったものであり、その次にそれを発展させた新たな自治の形や町の

審議経過および審議結果

あるべき姿を書き、次にその実現には市民の主体性や参加と共に自治の関係者の協働が重要であるという意味合いのことが書かれており、最後に自治基本条例を制定することの意義や決意といったことが書かれている。多くの市はこの4つの事項を盛り込んでおり、大体この順番で構成されて書いている。なお、この一覧表はそれぞれの市の前文をこの4つの事項に分けたものであり、これを全部合わせると、それぞれの市の前文全体となる。

ほぼ全ての市においてこの順番で構成されているが、例外がいくつかあり、例えば三鷹市は前文に①、②、③というふうに番号をつけているが、三鷹市の前文は通常の市の歴史等から始まるのではなく、①と書いてある2項目目から始まり、次に②の市の歴史等を書くという順番で構成されているという意味である。

資料7-6の1ページに戻っていただき、高松市の前文を先程の他都市の例などに基づいて、内容を大きく4つの事項に分けて、素案のたたき台を提案させていただきます。

第1段落目が先程の分類でいうと「まちの歴史や文化、環境や自治の取組み」にあたる。ここでは高松市を取り巻く自然環境や、四国における高松市の役割について述べている。後半部分の下線が引かれている部分は、2案提案させていただいており、1重の下線と2重の下線で案1、案2というふうになっている。

次に2段落目と3段落目が1段落で述べた「まちの歴史や文化を発展させた、新たな自治の形やまちのあるべき姿」となっている。ここでは昭和55年に制定された、「高松市民のねがい」を引用し、これまで高松市が目指してきた都市像について述べると共に、文化芸術の振興や男女共同参画社会の推進についても、盛り込んでいる。高松市民のねがいについては、本日手元の資料として、パンフレットを配布させていただいている。

次の4段落目だが、これがこれまで述べてきた目指す都市像の実現には、市民の主体性や参加、関係者との協働が必要であることについて述べてある。再び高松市のねがいを引用して、「私たちのまちは私たちの手で」と市民の主権者としての自覚が必要であることに触れると共に、市民、議会、行政の適切な役割分担が重要であること、地域コミュニティを軸とした協働のまちづくりが大切であることを述べている。

2ページに移っていただき、ここが最後の5段落目である。自治の基本理念と基本原則を明らかにするという自治基本条例を制定する意義を述べている。ここも下線が引かれている部分については、2案提案させていただいている。

次に資料の4ページ、5ページが前文に盛り込まれている文言についての他市の比較表である。資料の5ページの項目であるが、上から4つが市民委員会の提言にあった項目である。1つ空いて、その下の10項目、これが提言の中にキーワードとして上げられていたものである。高松市の前文のたたき台については左端にどんな項目を入れているか、掲載している。

資料5ページに市民委員会の提言で国民主権というのがあったが、高松市には国民主権としては盛り込んでいないが、概念については市民主権という形で前文素案に盛り込んでいる。以上である。

(委員長)

前文というのは一番難儀で、どんなふうにも書け、なんとでも解釈できるし、言いたいことが言える。しかも、盛り込みたいもの全て入れたら多すぎるし、ある文言を外せば、それが足りないと思いがでる。外したら外したでそれについての文言が抜けている、増やしたら増やしたで長すぎると言われる。どのようにでも注文はつけられるが、どうするべきか。

とりあえず、委員一人ずつこれについての感想なりご意見をいただきたいと思うのだが、いかがだろうか。それともそれぞれフレームごとに検討する方法もある。先程事務局が上手く分けてくれた4つの項目がある。まちの歴史、文化、環

審議経過および審議結果

境や自治の取組み、上記を発展させた新たな自治の形や町のあるべき姿、その実現には市民の主体性や参画と共に自治の関係上の協働が重要であること、自治基本条例を制定する意義や決意。これらの大きく分けた4つのフレームを押さえておいて、中身はこれで適切かということも協議したい。

単なる宣言である前文より、中身の条文がしっかりしていなくては意味がないという意見もあるが、やはり導入部分であるため、大切にしたい。

それではしばらく、内容を確認していただき、順番にご意見をお伺いしたい。

それでは、順番にお願いしたい。

(委員)

先程、委員長がおっしゃった通り、どこを見てもなるほどと思う。もっと書こうと思えば書けるし、書きすぎると長すぎるしという意味で、どこがおかしいということはまったくないのだが、一点だけ意見したい。

観光名所という言葉が前文に馴染むのだろうかという気がする。それから、高松市は瀬戸内海と非常に密接な関係があるという背景だと思うのだが、その部分が少し感じられなかったという感想を持った。入れようと思えば、資料7-6の4ページ、5ページに書かれているキーワードについて、全部入れても悪いことはないし、全部入れたら長い文になってしまうし、というところで判断がつかないところである。細かいところだが、よろしくお願いしたい。

(委員)

前文とは、住みやすく穏やかな高松市について、まちの風土や歴史を発展させていき、市民がそれにどういうふうに関わっていくか、という決意であると思うので、そういうところについて、もう少しインパクトが欲しいと思う。それから市民のねがいの言葉が引用されているが、何十年も前に作ったこの言葉が、現代に合うかどうか、検討する必要があると思う。

それと、私たちのまちというのは、市民も議員も行政も全部が入って私たちのまちという言葉になるのか、それがどの範囲までを指すのかということを感じた。

(委員)

個人的な意見だが、長く書くときりがないので、短く、市民委員会の提言にもある国民主権、市民主権の概念というか、それについてあまり中身を変えずにざっくりと書いていただいて、この市民委員会の提言の文章をちょっと変えるぐらいの感じでいいのではないかと思う。「瀬戸内海に臨み」という言葉をとってみても、塩江はどうなんだという意見なども出てくると思うので、前文で観光案内をしなくてもいいのではないかという気がする。やはり、色々盛り込もうとすると結局、後ろに出てくる条文を全部書かないといけなくなり、それでは意味がないので、一番大事な市民が主権者だという事をきちっと押さえていただいたら、後は6、7行ぐらい、短くした方がいいのではないか。

(委員)

対案があまり考えられないので、これに沿って言わせていただくと、基本的にはあまり高らかと謳いあげるのは好きではない。

この案の中で、1本線と2本線で示す2案で言えば、最初のほうは2本線の「このまちには、先人たちがたゆまぬ努力によって」のほうがいいと思う。その後の「大切な財産を」というところでは「伝統を」というよりは「財産を」という方がいいと、具体的に考えた。後、都市的利便性とか自然的環境とかというのは、「都市としての利便性」であるとか、「自然豊かな環境」と言いかえた方が、良

審議経過および審議結果

と思う。また、「享受できる都市の実現に向け」とあるが、「都市」という言葉はあまり出てきていないので、ここは「まち」で良いのではないかという気がしている。後、「コンパクトで持続可能な」という言葉だが、どういう意味なのかちょっと把握しきれないところがある。また、「能力を十分に発揮できる、すべての市民が誇りを持てる」という2文が繋がっているのが少し引っかかるので、このままでいくのであれば、例えば「すべての市民が誇りを持って、いきいきと活動できる社会の実現に向けて」というふうな言い方のほうが、重ねて言う場合には、いいのではないかという気がした。この文章に沿っていうと、そういうことを感じる。

(委員)

私も「観光名所が数多くあり」のところなんとなく、そんなに多くあったかなと考えてしまい、ここら辺の書き方が少し引っかかった。

市民委員会の時には、どこにも盛り込みづらかったので、前文で全部書けたらいいなということで、安心して住める、安全であるとか、弱者に優しいとか、快適に暮らせるとか、そういう文言の案が出ていたと思うが、そういう形よりは、むしろ市として目指すコンパクトシティのことを書いていっているのかなという感じがして、そのあたりどうするのか、考えなくてはならないと思った。

(委員)

市民委員会が前文案を作らなかったのは、書きたい人が多すぎたからである。委員長がおっしゃるように、好きなように書こうとした場合、書きたいという人がいっぱい出てきて、その人たちの言う事を聞くと、逆にそうでない人たちから、色んなクレームが出る可能性がある。

私は、この前文の中でも後半の市民権のところは今回の自治基本条例の本髄というかベースになっているから、こちらの方がメインであって、そこから前は小説で言えば前書きですから、あまり長々とするのはどうなのだろうと思う。市の総合計画については、前文は確かにこういう感じで、格調高く謳うという点にこだわって書いていると思うが、条例なのだから、後半の方だけしっかり書いて、前半部分は出来る限り市民委員会や他の人たちのいろんな思いだけを、このキーワードに入っている、と後で言い訳できるようにさえしておけば、短くするのにこしたことはないと思っている。

あと、危険かなと思っているのは、「コンパクトシティ」の話や、「持続可能なまち」の話について、今現在の高松市のマスタープランや日本各地の流れからすれば、当たり前のことなのだが、これは未来永劫そうなのかということ、そこまでは分からない。その確信は持てないので、この自治基本条例が相当長く使われることを想定するのであれば、時流に流されていたり、ブームがあるような言葉は、あまり使わないほうが無難なのではないかと思う。ただ、それらを全て外してしまうと、全然特徴のない文章になってしまうので、痛し痒しというところではある。要はマスタープラン的な部分、ここで言うと、案の1ページの最後の部分以降のところ、ボリュームを増やしていいと思う。そこから前の部分は出来る限り短くしたらいいのではないか。

(委員)

善通寺市で市民のワーキンググループで自治基本条例を作ったときに、何をやったかといえば、条文は全然考えずに前文をまず作ったのである。条例の素案は市民の方にはなかなか書けないであろうから、この前文は市民の人から意見を出してもらわないと、行政側で作っても意味がないと考えたのだが、環境のこととか、住み良いまちとか、安心安全とか、色々意見が出てきた。

委員皆さんの意見にもあったとおり、深く書き込んでいくときりがないので、前半部分はある程度もう少し短くしたほうがいいのかと思う。善通寺市の前文

審議経過および審議結果

作成ときに一人だけ女子大生の方が参加してされていたのだが、どんなまちにしたいですかという質問に対し、その女性の方はニコニコマークを書いて出してくれたのである。結局、どういうまちにしたいかというのは、ある程度概念的に括れるところがあるので、かえって個別に書かないほうがいいではないかと思う。よって、全体としてはもう少し短く、特に前半部分は、もうちょっと短くしてもいいのではないだろうか。

それから、コンパクトとか、パートナーシップ、コミュニティと、カタカナがいくつか出てくるが、この辺については少し考えなくてはならないと思う。コミュニティという言葉は出てくるのがよくあるが、少し全体的にカタカナが多いのではないだろうか。このほうがポップでいいかもしれないが。後、個別に見ていくと、3行めの「四国の中枢管理都市」というのが、ちょっと引っかかっている。管理都市、中核市はあるけれども、中枢管理都市というのは何であろうかと思う。個人的にはある程度格調があって、それなりにコンパクトなのがいいと思う。例えば、二段落目の文章などは息継ぎ箇所がないぐらい長いので、もう少し短く、息継ぎが出来る文章がいいと思う。さらに、財産を受け継いでいく、子孫に残していく、といったような泣ける文章がいいと考えている。

(委員長)

やはり、結論を出すことは難しいようだ。前文については、何度も検討しなくてはならないと思う。委員会での意見を踏まえた形で、練り直した素案を作ってもらい、それを次回以降の委員会で検討してはどうか。そうして何回も検討しているうちに、削るべきところ、付け加えるべきところが分かってくるのではないか。前文について議論できる時間はそんなに多くないと思うが、とにかく何度も検討して、その上で最後に決めるしかないと思う。

ただ、今の意見の中で、少し方向としては決まってきたのではないか。まず、前半は長いのをもう少し短く出来ないかということである。例えば歴史とか景観に関しては、もう少しシャープにできないかという意見が出た。その中でも特に四国の中枢管理都市というのは、行政用語が前に出すぎているように思えるので、中枢都市か中核都市というふうに言い換えてはどうか。

また、観光名所という言葉について、観光だけが言いたいことではないだろうという意見があったので、これも外してはどうか。さらに、第2段落については1つの文章が5行になっているので、これももう少し短く切れないだろうか。また、「自らの判断と責任で」という言葉が、市民に係るのか、行政に係るのか、議会に係るのか、分かりづらい。恐らく、これら全てという意味だろう。そういうのをもう少し分かりやすく言い直せたらと思う。「自主的、自立的な地域経営」という言葉と、「持続可能な」という言葉が、同義語反復までではないのだが、重なり合っている感じがする。また、都市的利便性というか、自然的環境というのは、委員さんの意見にもあったが、「的」が多くて確かに中国語のように感じる。「都市としての利便性」や、「自然豊かな環境」などといった言葉に変えたほうがいいかもしれない。都市という言葉はあまり使っていないので、まちでもいいと思う。それから、コンパクトで持続可能なというのは、もう少し別の言い方があると思う。持続可能なという言葉は、子孫に残すことが出来るということで、一度述べているという気がする。

続けて第3段落を見てみると、「さらに、文化芸術の楽しさと豊かさを共有でき、男女が様々な分野に参画し」といいながら、後ろのほうで「すべての市民が」となっている。主体がどこにあるのか、はっきりしないのではないか。それと、分野に関しても文化芸術について特化して出ているのだが、他の環境や福祉、あるいは教育というふうに、範囲を広げたほうがいいように思う。この書き方でいくと、福祉や教育分野からクレームがつくのではないかと思う。そうすると、どういう言葉の並べ方がいいのだろうかと思ってしまう。

審議経過および審議結果

また、「男女が」という言葉を持ってくると、在住外国人はどうなるのか、身体に障害のある人はどうなるのかとか、職業の違いはどうなるのかとか、いろんな事を言われる可能性がある。だから、「すべての人々」というふうに置き換えた方がいいのではないか。そして男女共同参画の意味合いを強く出すのであれば、「性別に関係なく」といった言葉をその前の一番に持ってくればいいのではないかと思う。他にも世代とか職業といった主語を修飾する言葉を並べることができるが、性別をトップにしておけば男女共同参画を意識しているのが分かるだろう。

それから、パートナーシップとかコミュニティといった、カタカナが気になるということである。コミュニティは条文の中にもあるから、かまわないと思うが、パートナーシップはまだ一般的になっているとは言いがたい気がする。ちょっと堅いが、多様な協働関係をといた言い方のほうが良いかもしれない。最終段落の文章についてだが、第1案は「未来からの預かり物であるこの高松市を」から「より素晴らしいまちとするために」と問題なく繋がる。これはいいのだが、第2案の「未来の子どもたちに誇れる高松市を」から「より素晴らしいまちとするために」とすると、重なり言葉になっているのではないか。第2案を使う場合は、後ろの文章も変えないといけないと思う。

これらの意見を踏まえた上で、再度検討して貰えないだろうか。

(事務局)

細かい点であるが、1点確認をしたい。前文案の中に「市民、議会および行政」という言葉があるが、条例の構造において、「市民・議会・執行機関」という書き方をしているが、ここでは前文なのであえて行政ということばを使った。執行機関とどちらがいいだろうか。

(委員長)

前文で「執行機関」という言葉を使うのはどうだろうか。「行政」でいいと思う。

他に何かないだろうか。意見をお伺いしたい。

(委員)

市民の中にも色々な人がいるので、いろんなことが引っかかってくると思う。条文の中は仕方がないが、前文はやはり皆が最初に読むところなので、注意が必要である。例えば先ほどあったが、男女がと書くと、ある人からは、そんな言葉は嫌だという意見が、少ないが出てくるかも知れない。また、歴史がと書かれると、空襲で家を焼かれた私はどうしたらいいんだ、ということになるかもしれない。「この大切な財産を」という言い方をすれば、私は一文無しだというふうに気にする人がいるかもしれない。これらを考えれば、あまりそういうことは書かずに、硬くなるかもしれないが、法律用語を並べて、市民主権のところはあっさり書くほうがいいのではないだろうか。条例を最後まで全部読む人は少なくても、前文を読む人は多いかもしれないので、分かりやすく書いたほうがいいのではないかと思う。細かく全部を見たわけではないが、クレームがつく可能性がある文言はなるべく外したほうが良いと個人的に思う。

(委員)

今言われたように、文章の表現はやはり、気をつけなくてはならない。これが入っているのにこれが入っていないのでないかなど、いろいろ言われると思う。例えば、文化芸術の話は入っているが、環境や福祉といった分野については市民がどう思っているかということになる。このあたりはよく考えてもらいたい。これに関する言葉や考えはどこに盛り込まれているのかと問われた際に、ここに

審議経過および審議結果

盛り込まれている、ということと言えるようにしておかなければならない。恐らく一行の中に、いろいろな意味を含めていくと思うので、その説明ができるようにしておくべきだと思う。

(委員)

究極は、住みたい町、住んでよかった町だと思う。前文を読むことによって、高松市に住みたいと思ってほしいので、いい例は思いつかないのだが、高松市というところは懐が深いので、今住んでいる人だけでなく、他市の人をいくらでも受け入れることができるというような、「住みやすい、住みたい、住んでよかった」、「もっと来てください」というような意味合いが、どこかに盛り込むことができればいいのではないかと思う。今までは現に住んでいる人間を念頭に考えてきたが、そういう他市の人に向けた意味も、オリジナルになるので大切だと思う。

(委員長)

来訪者の立場を考慮するということだと思う。「来てよし、見てよし、住んでよし」ということですね。

(委員)

そうである。そういう文言をここに入れるのが良いのかどうかは私も分からないが、来てほしいという意味を込めて、一言申し上げた。

(委員長)

いろいろな意見が出たので、整理したい。

ひとつは、人権の視点で男女に特化すると、またいらぬ反発を招くかもしれない、それは望むところではない。しかし、男女共同参画については、高松にとっては、女性からの主張がしっかりと定着してきているといういきさつがあるので、その点の配慮はどのようにすればうまくできるだろうか。例えば、性別、年齢別、あるいは職業、国籍等々を問わずという言い方があると思うが、その文言の羅列の時に、トップに「男女の性別を問わず」という言い方を持つてくるというやり方がある。これで、男女共同参画に留意していることを示すのである。

前文の後半部分で、「それぞれの個性と能力を十分に発揮できる」という文言があるが、これは人権についての書き方なのである。男や女、障害のありなしは個性であり、ここで全部をくくっているのだと思う。そういう意味では、この一文の前のほうに、色々な事例を並べたほうがいいのではないか。自治基本条例で、このような人権に関する記述が入っている条例は関西に多い。奈良とか大阪とか、人権に関して丁寧に書いてあるので、見てみたい。

それから、文化芸術だけでなく、他にいろいろな分野があるので、それをどう並べるかというのも考えていただきたい。

うまくこの文章に関する交通整理ができていないが、事務局から何か質問があるだろうか。今の意見うまく整理できるだろうか。また修正案を出していただくが、それに再度注文をつけることになると思う。

(事務局)

委員会で毎回修正案を出し、対処したい。

(委員長)

地域コミュニティという言葉を入れているが、この前文中に、コミュニティだけでなく、各種団体、NPO、市民公益団体等と多様にパートナーシップを結ぶ、というカラーを出してほしい。地域コミュニティとしか手を結べないとなって

審議経過および審議結果

は、だめだと思う。「多様なパートナーシップを構築し」と書いてあるため、そこから読み取ることができるかもしれないが、コミュニティだけではちょっと苦しいのではないか。地域コミュニティを始めとする多様な市民公益団体と協働し、というほうがいいかもしれない。

皆が錯覚することが多いが、前文は政治文章であり、美しい文学的な文書ではないのである。個人の役割とか、市民の美意識とか、歴史環境とかが全てそこに盛り込まれなくてはならないと考えるのは、勘違いである。だから、総合計して、最大公約数を取るか、最小公倍数にするか、どちらかを選ばなくてはならない。委員会としての決断が必要であるが、どのような方法をとっても、やはりバランスが悪かったり漏れがあったりして、不満を持つ人がいるだろう。

(委員)

今日、検討した前文の中で、キーワードはあるのだろうか。それが高松市の個性になってくると思うのだが。

(事務局)

キーワードと言うか、資料7-6の4, 5ページに、他市の条例前文との比較の中で、高松市の前文のたたき台には、こういう項目を盛り込むとしたものを左端に丸印で現している。こういう言葉をキーワードとして考えている。

(委員長)

委員から出た意見であるが、財産という言葉にこだわられる方がいるかも知れない。財産と言わずに資産としたらどうか。一緒だと言う人がいるかもしれないが、ちょっと違い、資産というのは英語で言えばヘリテイジ、遺産と言う意味がある。それから歴史や文化も資産だと思う。

(委員)

私は後半の部分が大事だと思う。前半の部分に想いを込めるということは大事だが、特定の団体の意見に左右されてはいけない。たくさんの意味合いをひとつの言葉に込めるようにしていかないと、さっきの話を総合すると、前半部分は大きくなる一方で、小さくならず、後半の大事な市民主権の部分が薄まってきてしまいそうに思うのだが、大丈夫だろうか。

(委員長)

大丈夫だろう。そこまで後半を削るという話は出てないと思う。カタカナについて検討するという話くらいである。むしろ前のほうは長すぎるため、短くすべきという意見が出ていたと思う。

(委員)

さっきの流行廃りの言葉の話だが、多分これは、市長公約を気にして入れているのではないだろうか。市長が変わったらどうするのかと思う。だから、3段落目はすごく言い訳的なものが急にくっついてきている気がするので、言葉にいろいろな意味をぐっと込めたほうが見やすいだろうと思う。

(委員長)

文化という言葉だけであれば広がりがある。スポーツも入るし、福祉も入ってくる。また、観光も産業も入る。文化芸術と言うからものすごくシャープになってしまう。もし文化芸術というのであれば、もう少し色々な分野を並べていかなければならない。

そのあたりの判断は第二原案が出てきた段階で検討してはどうか。

審議経過および審議結果

(委員)

構造的には良く考えられていると思う。要は最初に歴史的に受け継いできたものにこういうものがあると来て、次に2, 3段落のところこういう町にしたいということが書いてあって、そのためには自治の仕組みとしてこういうことを作っていかないといけないと書いてあって、そのためのルールとしてこの自治基本条例を作る必要がある、という流れだと思う。この前文自体が自治基本条例をなぜ作るかということの説明文だと思う。それがきちんと分かればいい。だから、単に作りますと言っただけでは説得力がなくて、どういう経緯で作ることになったかということが分かったほうがいいと思う。だから、そういう意味では前半のほうもある程度の量があったほうがいい。いきなり作りますという書き出しではなくて、こういう背景があるためです、とすべきである。

(委員長)

もう一度、ご苦労をおかけするが、第二原案を作っていただきたい。
何か他の意見があるだろうか。
それでは、今回の協議はこの程度とさせていただく。
今後の予定について、事務局の方から説明をお願いしたい。

(事務局)

今後の会議の予定であるが、先週ご案内の際にお知らせしたとおり、第8回の会議を5月25日月曜日の午後6時から予定している。会場は今日と同じ、この114会議室の予定である。

委員さんのお手元に、平成21年4月28日現在の自治基本条例のこれまでの協議をした部分についてお配りしている。次回の会議において、この全体の見直しも行っていきたいと考えているので、ご覧いただいて、またご意見をいただければと思うので、よろしくをお願いしたい。

(委員長)

それでは、本日の委員会はこれを以って終了する。ありがとうございました。

—以上で審議終了—

<事務局からの連絡事項>

今後の会議開催予定

・第8回会議 平成21年5月25日(月) 18:00～